

第 190 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 4 年 2 月 3 日 (木)
時間 午前 10 時～
場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、只今より第 190 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の御確認をお願いいたします。①次第、②議案書、③資料 1 (特殊建築物の敷地の位置について (白河市))。また、本日の名簿につきましては、議案書の 4 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

また、質疑応答の際のマイクにつきましては、係員が除菌をしてお渡しいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数を御報告いたします。定員は 19 名のうち、出席委員は 17 名、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成

立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。11番の西田奈保子委員、16番の大和田廣子委員のお二方をお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願います。本日は、報告事項1件、議案1件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。第189回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて御説明申し上げます。議案書1ページでございますが、令和3年11月25日に開催しました第189回都市計画審議会に付議された案件につきまして、御報告申し上げます。「議案第2032号 県北都市計画道路の変更について」、こちらは、国道4号の伊達拡幅事業における道路線形を見直したことに伴う道路区域の変更でございました。令和3年12月7日付け、福島県告示第252号にて都市計画変更の告示を行っております。次に「議案第2033号 特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」でございますが、こちらは、いわき市泉町地内における廃プラスチック破碎施設設置にかかる案件でございました。令和3年12月9日に許可しております。報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました1件となっております。

ります。議案第 2034 号「特殊建築物の敷地の位置について（白河市）」です。それでは、議事の審議に入らせていただきます。第 2034 号の議案について、事務局より説明願います。

（事務局）

まず、議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 2034 号 特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可でございます。本案件は都市計画の決定を行うものではありませんので、決定区分はございません。関係市町村は白河市となります。

では、スクリーン及びお手元の資料 1 により説明申し上げます。はじめに、建築基準法第 51 条ただし書き制度について、私から説明します。続いて、施設の敷地、配置などの概要につきまして、特定行政庁である福島県建築指導課より説明申し上げます。

資料 1 の 2 ページをご覧ください。はじめに、建築基準法第 51 条について御説明します。建築基準法第 51 条では、「特殊建築物の位置」について規定しており、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築又は増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上の支障が無いと認めて許可した場合は、この限りでないとしております。繰り返しますと、都市計画区域内に特殊建築物の建築等を行う際は、その敷地の位置について都市計画決定しなければ建築等を行うことができない。ただし、都市計画審議会で敷地の位置について都市計画上の支障が無いと認められたものを特定行政庁が許可する場合は、この限りでは無いということになります。なお、都市計画決定を行うか、或いはただし書きを運用するかでございますが、対象となる施設について、相当の公共性、恒久性が認められるものである場合、都市計画決定を行い、それ以外の民間の施設については、ただし書きに沿った運用を行っております。後ほど概要説明しますが、今回の審議案件は、民間の産廃処理施設であります。

3 ページをご覧ください。次に、建築基準法第 51 条本文中にあります、本条文の対象となる「その他政令で定める処理施設」について、御説明します。その他政令で定める処理施設につきましては、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 において、一般廃棄物を処理する「ごみ処理施設」や「産業廃棄物処理施設」とされており、具体的には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」いわゆる「廃棄物処理法施行令」で細かく規定されており、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要なものとして、産業廃棄物処理施設では、木くずの破碎施設

であれば、1日当たりの処理能力が5tを超えるものとされており、今回の計画施設は、木くずが320tとこの規定を超えることから設置するにあたり許可が必要となります。

4ページをご覧ください。施設設置に必要な手続きについて説明申し上げます。産廃処理施設を設置するには、左側に示す廃掃法による設置許可、そして、右側にあります建築基準法による、敷地の位置に関する許可が必要となります。今回の審議では、施設の敷地位置が、都市計画上支障が無いかどうかをお諮りするものであります。

5ページをご覧ください。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準を説明いたします。1つ目は、都市計画マスタープランなど上位計画との整合です。2つ目は、用途地域など土地利用計画との整合です。3つ目は、道路や公園など周辺で計画している都市施設計画との整合や地区計画との整合です。4つ目として、区画整理事業などの市街地開発事業と不整合が無いかを確認いたします。次に、特定行政庁である県建築指導課から、施設概要等を説明します。

建築指導課の山田と申します。よろしくお願いたします。

6ページをご覧ください。それでは、当該施設の概要についてご説明いたします。まず、会社の概要から御説明いたします。称号：株式会社ミツヤマグリーンプロジェクト 代表者 代表取締役 満山泰次、本社所在地 白河市大信下新城字北山61番1、事業内容 産業廃棄物の中間処理業、再生材の販売等となっております。次に、産業廃棄物処理施設の概要を御説明いたします。所在地 白河市大信下新城字金子山74番外3筆、敷地面積 20,133.81㎡、延床面積 424.76㎡、処理施設としては破砕処理施設、産業廃棄物の種類は木くずとなっております。

7ページをご覧ください。次に、導入する破砕施設について御説明いたします。施設は、木くずの破砕施設であり、1日当たりの処理能力が最大320tとなっております。1日当たりの処理能力が5tを超えており、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

8ページをご覧ください。次に、敷地の概要、位置図について御説明いたします。処理施設の敷地につきましては、白河市の北西部、矢吹インターチェンジの北西に位置し、また、福島県を南北に縦断する一般国道4号から近い場所となります。

9ページをご覧ください。敷地の状況を御説明いたします。こちらは、用途地域につきましては定められておりません。当該施設へのアクセスとしましては、矢吹インターチェンジ及び一般国道4号からは、県道矢吹天栄線を経由して、市道北ノ内北大久保線から入るルートが考えられます。

10 ページをご覧ください。施設の現状の写真になります。

11 ページをご覧ください。施設への廃棄物の搬入の流れであります。敷地東側に接する市道北ノ内北大久保線から入り、トラックスケールを経由して敷地内の木くず置場に搬入します。製品の搬出経路も同様に、製品置場からトラックスケールを経由して搬出されます。

12 ページをご覧ください。敷地の拡大図になります。赤囲みが木くず保管場所、青囲みが木質チップの保管場所となります。敷地内の木くず置場から木くずを運び、中央の破砕施設で処理し、製品置場で保管します。

13 ページをご覧ください。破砕処理のフローですが、①木くずを敷地内置場からの移動、②破砕・選別、③でコンベアに投入し、④で大きさ別に選別されます。大きさ別に選別されたチップは、⑤オーバーサイズは再処理され、10mm以下のものがおが粉として排出されます。その他のものは⑥で再度金属類を除去し木質チップとして保管・搬出されます。

14 ページをご覧ください。破砕処理施設のイメージですが、図面左側より廃棄物を投入し、ハンマーミルで破砕を行い、右側より木質チップとして搬出されます。

県都市計画課の山住と申します。どうぞよろしくお願いたします。15 ページをご覧ください。次に、当該施設を建築基準法第 51 条ただし書き規定により許可する場合の都市計画上の支障の有無について、4つの視点から説明いたします。まず1つ目に、上位計画との整合についてですが、①②県南都市計画区域マスタープラン及び白河市都市計画マスタープランにおいては、住居系及び商業系市街地としての土地利用を図る地域ではないことが示されております。③白河市立地適正化計画においては、都市拠点形成区域及び居住区域いずれにも設定されておられません。以上のことから、上位計画との整合は図られていると判断しました。2つ目に、土地利用計画との整合についてですが、当該地は非線引き都市計画区域内で用途地域が定められていない白地地域であります。また、地区計画等について、決定されているものはないことから、整合は図られております。3つ目に、都市計画施設との整合についてですが、当該地周辺には、現在、都市施設は無く、今後の計画もございません。4つ目に、市街地開発事業との整合についてですが、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。以上のことから、当施設の敷地の位置につきまして、都市計画上の支障は無いものと考えております。

続きまして、議案書の説明をいたします。議案書3ページをご覧ください。議案 2034 号 特殊建築物の敷地の位置、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可。建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものです。名称 株式会社ミツヤ

マグリーンプロジェクト、位置 白河市大信下新城字金子山 74 番、75 番、76 番、87 番です。面積は 20,133.81 m²。用途 産廃処理施設 建築面積 424.76 m²、木くずの破砕施設、処理能力が 1 日当たり 320 t です。付議する理由でございますが、当該施設は、産業廃棄物処理施設として木くずの破砕施設の処理能力が建築基準法第 51 条ただし書きの規定で定める規模を超えるため、許可を得ようとするものです。当該地の都市計画制限ですが、県南都市計画区域内の白地地域でございます。区域区分はなし、用途地域は無指定でございます。説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17 番 宮本委員)

17 番 宮本です。御説明ありがとうございます。この施設は新設ではないのですが、法的な手続を再度必要とする理由について、お聞かせをいただきたいというのが 1 点です。それから、搬入される廃棄物は主にどのようなものであって、製品として出荷されるものはどういう形態でどのような用途になるのか、お聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いたします。

(事務局 (特定行政庁))

はい、建築指導課よりお答えいたします。まず一つ目の元々あった施設をなぜ改めて許可するのかという御質問でございますが、こちらの施設は既に 20 年以上前から産業廃棄物処理業務を行っておりますので建築基準法上、既存不適格というものに当たり、法律の施行前に既に行っていたものについては、新たな機械が搬入されるなど、改めて行為が起きたときに許可をするということになりまして、今回は、古い機器をやめ新しい機器を入れることになりましたので、許可の手続をしていただいております。もう 1 点ですが、搬入される木は、主に伐採された木材となります。この破砕されたものがどのようなものに使われるかというところですが、大きくは二つあり、一つはパーティクルボードという建材になります。これはどういうところに使われるかといいますと、マンションなど床がフローリングになっているところの下地などに使われています。

もう一つは、バイオマス発電機の燃料用の木質チップとして使われております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

ありがとうございます。どちらかというところ、建設廃材などが相当あるのかなと思ったのですが、そうではなくて、間伐材の方が主に持ち込まれる木材だというふうに解釈してよろしいですか。

(会長)

事務局、御確認かと思いますが、その解釈でよろしいでしょうか。

(事務局 (特定行政庁))

はい、建設廃材も搬入されておりますが、間伐材の方が多く約8割を占めていると聞いております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、御意見もないようですので、議案第2034号の議案に、御異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、御異議無しと認め、議案第2034号は、都市計画上の位置について支障無しと扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 190 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 30 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

11 番 西田 奈保子

16 番 大和田 廣子
